

「生駒市国民健康保険運動指導事業」の実施業務委託に係る生駒市プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、「生駒市国民健康保険運動指導事業」の実施業務委託に係る契約の相手方となる事業者の選定に当たり、公募型プロポーザル(以下「プロポーザル」という。)の実施方法その他必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務名

生駒市国民健康保険運動指導事業実施業務

(2) 業務内容

別添「令和7年度生駒市国民健康保険運動指導事業実施業務委託仕様書」以下「仕様書」という。)の内容に基づき、業務を実施するものとする。

(3) 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日までとする。

3 業務に要する費用(予定価格)

¥1,597,200 - (消費税及び地方消費税相当額を含む。)

なお、参考見積書の金額が、業務に要する費用(予定価格)を超過した場合は失格とする。

4 実施形式

公募型

5 スケジュール

令和7年4月25日(金)	・公示
令和7年4月25日(金) から同年4月30日(水)まで	・質問受付期間
令和7年5月9日(金)	・質問回答
令和7年5月15日(木)	・提案書等の提出期限
令和7年5月21日(水)	・第一次審査の実施
令和7年5月26日(月)	・第二次審査の実施(日時等の詳細は別途通知)
令和7年6月2日(月)	・最優秀者の決定通知の送付予定日
令和7年6月末	・契約締結期限

6 参加資格

プロポーザルに参加しようとする者(以下「参加申込者」という。)は、次に掲げる条件を全て満たしていなければならない。

(1) 生駒市より入札参加停止措置を受けていないこと。

公募型プロポーザル方式にあつては、公示日現在から受託候補者特定の日まで。

- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 破産法(平成16年法律第75号)の規定により破産の申立てがなされていないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- (5) 次のアからオまでのいずれの場合にも該当しないこと。
 - ア 役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含む。)、支配人及び支店又は営業所(市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。))の代表者を、法人格を持たない団体(以下「法人格のない団体」という。)にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。
 - イ 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - オ 上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 共同企業体での参加も可能とする。その場合において、共同企業体の構成団体についても参加資格(1)～(5)を全て満たさなければならない。なお、共同企業体の構成団体となった場合は、別に単独で本プロポーザルに参加すること及び他の複数の共同企業体の構成団体になることはできないものとする。

7 質問及び回答

参加申込者は、次に示すところにより、実施要領、仕様書等について質問をすることができる。

(1) 質問の方法

別添の質問書(様式1)により、電子メール又はFAXにて提出すること。

(電子メールアドレス)kokuho@city.ikoma.lg.jp (FAX)0743-75-4879

※電子メール又はFAX以外の方法で提出された質問に対しては回答しないものとする。

(2) 質問期間

令和7年4月25日(金)から同年4月30日(水)17時00分まで(必着)

※ 質問期間満了後における質問は、一切受け付けない。

(3) 回答方法

速やかに市のホームページに掲載する。ただし、質問によっては、当該内容を要約した上で回答し、又は回答しない項目もある。

8 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類及び必要部数

以下の注意事項を踏まえて書類を提出すること。

- ・仕様書の業務内容や企画提案書の内容に応じた見積内訳を添付すること。
- ・本業務に係る必要な経費を算出し、詳細に記載すること。なお、価格見積書の金額が業務に要する費用（予定価格）を超過した場合は失格となるため、留意すること。
- ・なお「物品・委託業務業者登録申請書（令和7年度）」または、令和7年度有効な「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書」を提出している場合、コ～シについては提出を省略することができる。

提出書類

- ① 業務実施体制回答書及び企画提案書提出届（様式2） 原本1部
- ② 実施体制各種調書（ア～シ） 原本1部、副本8部
 - ア 会社概要（様式3）
 - イ 指導者の概要（様式4）
 - ウ 業務実績調書（様式5）
 - エ 担当指導者調書（様式6）
 - オ 再委託調書（様式7） ※再委託をする場合のみ
 - カ 共同企業体協定書（様式8） ※共同企業体を組む場合のみ
 - ア、イ、コ、サ、シは全ての共同企業体構成団体分を提出すること。
 - キ 工程表（様式9）
 - ク 企画提案書（任意様式）
 - ケ 価格見積書（任意様式）
 - コ 商業登記簿謄本若しくは現在事項証明書（履歴事項証明書でも可）の写し
 - サ 最新の事業年度の納税証明書（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」）の写し
 - シ 誓約書（暴力団排除関係）（様式10）

(2) 作成要領

別紙「企画提案書等作成要領」を参照

(3) 提出期限等

- ① 提出期限：令和7年5月15日（木）17時00分まで（必着）
- ② 提出場所：生駒市役所子育て健康部国保医療課（市役所1階⑥番窓口）
- ③ 提出方法：持参又は郵送によること。

なお、郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

9 審査方法

プロポーザルの審査は以下のとおりとする。

(1) 第1次審査（書類審査）

提出された業務実施体制回答書及び企画提案書を下記10(1)～(3)で示す評価基準（別紙「評価

基準」参照)に基づいて審査し、高い評価を得た提案者を3者選考する。ただし、プロポーザルの提案者が3者以下である場合は、第1次審査を省略し、第2次審査において提出書類審査及びヒアリング等による審査を実施できるものとする

実施日：令和7年5月21日(水)

(2) 第2次審査(ヒアリング等による審査)

第1次審査により選考された者に対し企画提案についてのプレゼンテーションによるヒアリング等を実施し、下記10(3)で示す評価基準(別紙「評価基準」参照)に基づいて、ヒアリング等の内容を評価するとともに書類審査を考慮し最も優れている提案を特定する。なお、評価点が同点の者が2者以上いる場合の順位は、審議して決定する。また、一定の評価(全体の6割を基準とする)に達した者がいないと判断する場合は、特定者なしとできるものとする。

実施日：令和7年5月26日(月)

(3) 審査結果の通知

①第1次審査

審査結果を郵送により文書で通知する。なお、選考された者のみ、審査結果及びヒアリング等を実施する旨を電話又は電子メールで通知する。

②第2次審査

審査結果を郵送により文書で通知する。

10 評価基準及び配点

プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査する。

- (1) 業務実施体制等 25/120点(第1次審査時は25/115点)
- (2) 参考見積書 10/120点(第1次審査時は10/115点)
- (3) 企画提案(ヒアリング等)の内容 85/120点(第1次審査時は80/115点)

11 審査結果

審査結果は、プレゼンテーションに参加した全ての参加申込者に対し、文書により、令和7年6月2日(月)(予定)に通知する。

12 契約の締結

市は、特定者の決定後速やかに契約内容について協議し、双方疑義なきときは、令和7年6月末までに、最優秀者を受託者として随意契約を締結するものとする。

なお、その際には、特定された者はあらためて見積書を提出するものとする。

13 提出書類の取扱い

- (1) 全ての提出書類の作成及び提出に要する費用は、参加申込者の負担とする。
- (2) 提案に当たっては、著作権等第三者の権利に関わるものの使用については、参加申込者の責任において処理すること。
- (3) 提出された書類は、プロポーザル以外には、参加申込者に無断で使用しないこととする。
- (4) 提出された書類は、プロポーザルを行う必要な範囲内において、複製することがある。

- (5) 提出期限後における、提出された書類の差し替え及び再提出は、認めない。
- (6) 提出された書類は、返却しない。
- (7) 提出された書類に対し、必要に応じてヒアリングを実施することがある。ヒアリングを実施する場合には、対象者にヒアリングの日時及び場所を別途連絡する。
- (8) その他疑義がある場合は、本市の指示に従うこと。

14 情報公開及び提供

市は、参加申込者から提出された企画提案書等について、生駒市情報公開条例(平成20年生駒市条例第31号)の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、同条例第7条第2号に該当する場合は、非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの最優秀者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については、決定後の開示とする。

15 問合せ先

生駒市子育て健康部国保医療課
〒630-0288 生駒市東新町8番38号
TEL:0743-74-1111(内線7462)
FAX:0743-75-4879
担当:鈴木